

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率	助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
地域のブランド創出・ものづくり支援	<p>新商品・新技術開発、販売力強化事業</p> <p>・新たな地場産品・高付加価値商品の開発事業、新商品開発、新技術開発及び販売力強化に新たに取り組む事業で、中小企業者等が作成した計画(2～5年程度の計画(新商品・新技術開発のみの場合は1～2年の計画))に基づく事業</p> <p>・地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発、販売力強化に取り組む事業</p> <p>(注) 補助事業期間は原則として計画期間内を限度とし、年度ごとに審査を行う</p>	<p>中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体</p> <p>※実行委員会は市町村が参画するものに限る</p>	<p>①地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発、販売力強化のためのセミナー及び勉強会開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>②地域団体商標の出願及び登録に要する経費(登録の可能性のあるものに限る)(旅費、事務費)</p> <p>③外国への商標の出願及び登録に要する経費(地域団体商標の出願を行った商標又は行う商標に限る)(事務費)</p> <p>④地域団体商標登録後の取り組みを進めるために開催する情報交換会及び勉強会の開催に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑤有識者等外部アドバイザー・専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術開発、販売力強化の確立展開に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑥新商品・新技術開発、販売力強化計画の実施に必要な市場動向調査に要する経費(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑦新商品・新技術開発、販売力強化計画の実施に必要な新商品開発(オリジナル性の高いブランド商品開発又は産地間連携による新商品開発のための技術習得情報の入手経費及び特許等の出願及び登録(国内特許に限る。)又は試験検査経費を含む)に要する経費(謝金、旅費、研究開発(デザイン開発含む)事業費、事務費、委託費)</p> <p>⑧新商品・新技術開発、販売力強化計画の実施に必要な人材の育成に要する経費(県外の研修会への参加、補助事業者・間接補助事業者が自ら行う技術習得等研修会開催経費)(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>⑨新商品・新技術開発、販売力強化計画の実施に必要な販路開拓に要する経費(展示会開催、見本市への出展、IT活用により販売力強化を行うシステム開発費、広告宣伝費)(謝金、旅費、事務費、委託費)</p> <p>※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする</p>	<p>最長5年</p> <p>*新商品・新技術開発のみの場合は最長2年</p>	1/2以内	<p>5年間で 上限500万円、 下限250万円 1年間で 上限100万円、 下限50万円</p>	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており企業化(事業化)の見通しがあること。 ・事業内容に新規性、独創性(テーマ性)、先取性があること。 ・計画は、新商品・新技術開発、販売力強化の達成の見込みのあるものとなっていること。 <p><販売力強化事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を明確に把握していること。また、その課題を解決し得る事業であること。 ・事業者の販売力強化及び販路開拓が見込まれること。 <p><地域団体商標制度を利用した新商品・新技術開発、販売力強化に取り組む事業の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の活性化に寄与する事業であること。

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。
 ※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。